

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です！

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害として、決して許されるものではありません。特に10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その年齢が持つ脆弱さに付け込んだ許しがたいものであり、長きにわたり心身に重大な悪影響を及ぼすことが懸念されます。

内閣府男女共同参画局では、入学・就職に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、集中的に啓発活動を行っています。性別を問わず、いかなる理由・関係性であっても同意のない性的な行為はすべて性暴力です。被害者はもちろん、加害者にも傍観者にもならないために、性暴力に関する情報をみんなで共有し、社会全体で性暴力・性犯罪をなくしていきましょう。



「被害にあっているかも。」と思ったら、ひとりで悩まずまずは相談

やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぼもこ
 055-222-5562 (月～金 9:00～17:00)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ
 # 8891

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話
ハートさん
 # 8103

Cure time (キュアタイム)

性暴力の悩みをチャットで相談できます。
 年齢・性別・セクシュアリティを問わず、匿名で相談可。



DV 相談機関のごあんない

殴る、蹴る、髪をひっぱる、大声で怒鳴る、交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為や中絶の強要……。

暴力には様々な形があり、重大な人権侵害です。性別、年齢、国籍を問わず、またどのような理由があっても許されるものではありません。

あなたと、あなたの大切なひとを守るために、わたしたちがサポートします。ひとりで悩まず、ご相談下さい。相談は無料、秘密は厳守します。



- 山梨県女性相談支援センター【配偶者暴力相談支援センター】
 電話 055-254-8635 毎週月曜日～金曜日 9:00～20:00
- 女性総合相談(山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合)【配偶者暴力相談支援センター】
 電話 055-237-7830 第2・4月曜日を除く 9:00～17:00
- 山梨県警察総合相談室(または最寄りの警察署)
 電話 #9110(緊急の場合は110番通報を!)
- 女性の人権ホットライン(甲府地方法務局人権擁護課)
 電話 0570-070-810 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
- 男性総合相談(山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合)
 電話 055-225-3067 毎月第1日曜日 13:00～17:00

ぴゅあ総合一階にて営業中！！

厳選した美味しいお米と海苔

おむすび知舞



営業時間 11:00～15:00

om_3ma1@ymail.ne.jp

“舞”のこだわりのおむすびを是非お召し上がりください

